

不正改造車を排除する取り組みの実施結果（平成24年度）

〔カスタムカーショーで113台の改造車に文書による注意喚起〕
〔自動車用品店で77件の自動車部品・カー用品に注意喚起〕

自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、不正改造車の排除を目的として、平成18年から自動車用品店で自動車部品・カー用品の実態調査並びにカスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動に取り組んできました。

平成24年度におけるこれら取り組みの結果をお知らせします。

◇カスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動◇

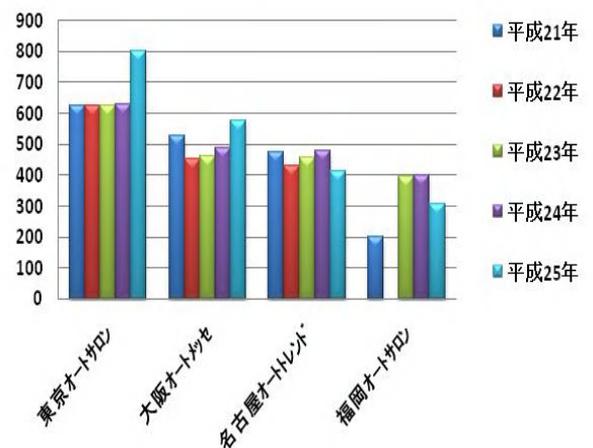
本年1月から3月にかけて、全国主要都市で開催された4カ所のカスタムカーショー（東京オートサロン、大阪オートメッセ、名古屋オートトレンド、福岡カスタムカーショー）において、自動車検査官延べ44名を派遣し、展示された車両2,100台（グラフ1参照）を確認しました。その結果、保安基準に適合していない又は適合しなくなるおそれがあるにもかかわらず公道走行できない旨を明示していなかった展示車両113件の出展者に対し、文書により注意を喚起しました。（口頭指導等103件）

装置毎の基準不適合箇所数は昨年の248件から216件と約13%減となり、内訳はグラフ2のとおり、窓ガラスフィルム等貼付とタイヤ・ホイールの突出等で全体の79.2%を占めました。

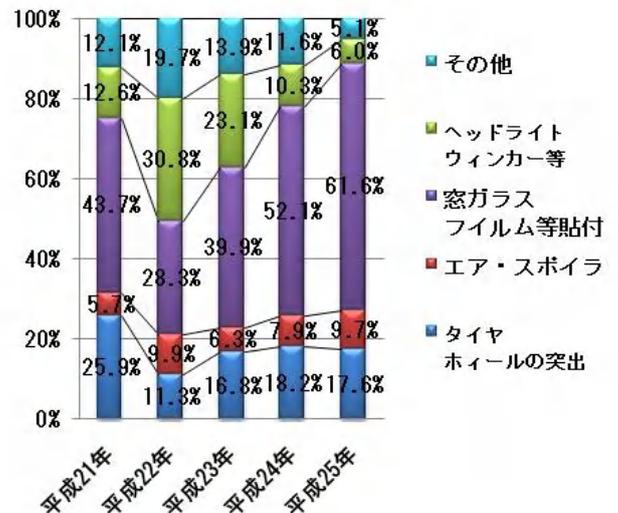
8年目を迎えたこの啓発活動では、当法人職員による車両確認を一般公開前に行うなど全面協力をいただいたこと、また、主催者から出展者に対する事前周知が行われることで公道を走行できない車両に「公道走行不可」等の表示がされているなど出展者の不正改造に対する理解が回を追うごとに深まってきています。



グラフ1 出展車両数



グラフ2 不適合箇所の内訳



◇自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査◇



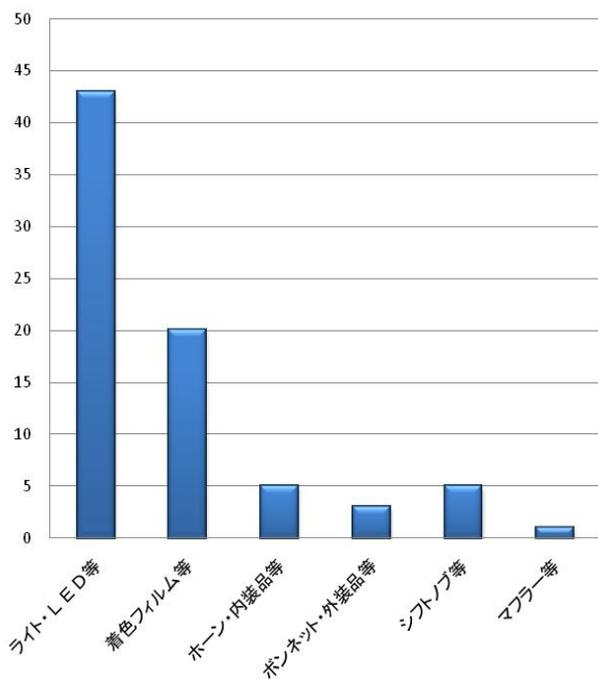
平成24年度に、自動車用品小売業協会（A P A R A）の協力を得て、全国各地のカー用品ショップの14店舗に自動車検査官を派遣し、陳列されている自動車部品及びカー用品の基準適合性について、特に「車検対応品」等の表示がされている自動車部品及びカー用品を重点に調査を実施しました。

調査をした結果、取付位置や取付方法によっては基準に適合しなくなるおそれのある自動車部品・カー用品が全体で77件（内訳はグラフ3及び表1参照）見受けられたため、

当該店舗に対して購入者への適切なアドバイスを行うよう注意喚起を行いました。

注意喚起を行った自動車部品・カー用品の77件の内訳では、部品・用品の種類が6種類、製作者別が35社、商品名別が48件となっていました。その中で最も多かった部品・用品としては、LEDランプ（テープ付き）等の電装飾品類が23件ありました。

グラフ3 基準に適合しなくなるおそれのある部品等の内訳



自動車検査法人は、今後も関係団体と協力し不正改造防止の啓発活動に取組み、自動車の安全性の確保及び環境の保全に努めて参ります。

表1 基準に適合しなくなるおそれの具体的事例

部品・用品種別	基準に適合しなくなるおそれの内容
・LEDランプ等	300cd 超えの明るい灯火、前面に赤色灯火又は後面に白色灯火の取付
・反射器等	前面に赤色反射器又は後面に白色反射器の取付
・窓用フィルム ・ステッカー	運転者席又は助手席のガラスに貼付すると視認性が低下し運転上危険になるおそれがあるフィルムの貼付（窓用フィルム等は透過率の基準があります。）
・内装品	衝突等による衝撃を受けたときに、乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれがあるものの取付
・外装品	車体外装基準に適合しない自動車部品及び装飾品の取付
・シフトノブ	ドライバーの見やすい位置にシフトパターンの表示がない
・マフラー等	加速騒音規制適合しないおそれがある

お問い合わせ先

〒160-0003東京都新宿区本塩町8-2 住友生命四谷ビル
自動車検査法人 業務部業務課 富田、佐藤
電話03-5363-3441(代表)